

【記載例】 転勤により新勤務先で特別徴収を継続する場合

令和5年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 令和5年12月24日 提出(注1)		給与(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所) 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地	特別徴収義務者 指定番号 0384123456		※市 処理欄			
			フリガナ 株式会社 本町	この届出に係る 担当者の連絡先		所属 総務課給与係			
			代表者の職氏名 代表取締役 本町三郎			氏名 原町次郎			
			個人番号又は法人番号 0123456789012			電話 0244-24-5226			
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
フリガナ	ミナミソウマイチロウ		円	円	円	5	1 退職 2 転勤	特別徴収継続 →(C欄記入)	円
氏名	南相馬一郎		125,000	6 月分 から 73,000	52,000	12	3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他	2 一括徴収 →(B欄記入) 〔全額を退職の際納付します〕	控除社会 保険料額
生年月日	T・S・H 2年4月1日			12 月分 まで		31		3 普通徴収 〔残額を本人が納付します〕	円
個人番号	012345678901								
1月1日現在の住所	〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地								
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上								

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由(注2)	徴収予定		
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕
年 月 日 申出	月 日	円	円 (月分 (月 日納期限) で納入します)
2. 1月1日以降に退職(注3)			

(注1) 異動のあった月の翌9日(その日が土日祝日に該当するときは直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。  
 (注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。  
 (注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)  
 (注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

●転勤等による特別徴収届出書(欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額 10,400 円を 1 月分から徴収し納入する。	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 〒979-2392 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目1番地	特別徴収義務者 指定番号(注4)				
		フリガナ ニシマチ	担当この届出に係る連絡先	所属 人事グループ			
		氏名又は名称 西町 有限会社	氏名 鹿島太郎				
		代表者の職氏名 代表取締役 西町花子	電話 0244-46-2113				
		個人番号又は法人番号 9876543210987					

※市記入欄	指定番号	転勤先指定番号	異動区分	異動事由	徴収済月	変更月・期	処理	現年度	新年度
			1 2 6						

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。 【提出先】 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所税務課市民税係 電話 0244-24-5226